

## 公 示 送 達 書

次の者に係る令和 7 年度 軽自動車税（種別割）納税通知書は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明または海外転出のため送達ができないので、地方税法第 20 条の 2 及び市税条例第 18 条の規定により公告する。

なお、これらの通知書は市民税課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付可能である。

令和 8 年 9 月 11 日  
(2026 年)

伊丹市長 中田 慎也

| 年度      | 送達を受けるべき者の氏名     |
|---------|------------------|
| 令和 7 年度 | 別紙一覧表のとおり<br>1 件 |

＜備考＞地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日経過した時は、書類の送達があったものとみなされます。

| 番号 | 年度    | 送達を受けるべき者の氏名 |
|----|-------|--------------|
| 1  | 令和7年度 | 株式会社 オマツ     |